

令和4年度 諸塚村立諸塚中学校 部活動運営について

1 ねらい

目指す生徒像	部活動のねらい
夢を持ち、その実現に努力する生徒	学習と部活動の両立を図り、目標に向かい最後までやり抜こうとする気持ちを養う。
自分を認め、他の人を思いやる生徒	礼儀や協力などのマナーを身につけるとともに、学年を越えた望ましい人間関係を育て、ともに励ましあって活動できる態度を養う。
心身共にしなやかで、たくましい生徒	体力の増強や技術の習得とともに、積極的に心身の健康を保持増進し、自ら学び、鍛え、正しく判断する力を養う。

2 活動方針

- (1) 学校の管理下において計画・実施する教育活動として、顧問会と職員会の方針や決まりを遵守する。
- (2) 常に学業との両立・調和に努める。

3 活動のきまり

(1) 活動時間等について

各顧問の指導計画のもとに行う。原則として顧問（副顧問）が指導につけない場合は活動を行わない。但し、事情によって他の教師に管理を依頼し、了承を得て行うこともできる。その際には、必ず教頭に連絡をすること。

① 平日の活動

- 放課後の活動を原則とし、下記の通り終了時刻・下校時刻を設ける。

期 間	終了時間	下校時間
4月 ～ 10月	18:30	18:45
11月 ～ 2月	17:45	18:00
3月 ～	18:30	18:45

② 休業土曜日・日曜日・祝日の活動

- 顧問（副顧問）が同行しているときに限り活動できる。
- 活動時間については平日が1～2時間程度、休日は3時間程度が望ましいが、生徒の体調面等を十分考慮しながら判断する。
- 原則として、平日に1日（毎週水曜日がリフレッシュデー）、土日のいずれか1日を休養日とする。但し、大会や練習試合の関係で、休養日を変更したい場合は、部顧問の判断で、他の日に振り替えることができる。また変更の際には、保護者や生徒に変更の意図を確実に伝えておくこと。

③ 長期休業日（夏休み・冬休み・春休み）の活動

- 部顧問は、休業中の活動計画を提出する。
- 活動時刻については規定しないが、生徒の疲労等を考慮して、適切に休養日を設ける。

④ 活動時間の延長について

- 原則、実施しない

(2) 定期テスト期間に関する規定

① 練習について

- 定期テスト3日前より練習を停止する。テスト最終日より練習を再開することができる。

② 大会等の参加について

- この期間における大会で、顧問が必要と判断した大会参加については、その旨を学校長に報告し、職員会で承認を得た場合のみ出場を認めることとする。

③ その他

- この期間に練習及び大会に参加する部活動は、定期テストのための停止期間であることを生徒に十分認識させ、事前に学習の時間を必ず確保すること。

4 その他

(1) 問題行動等による部活動停止

- 問題行動等が発生した場合、部顧問会で協議し、学校長が決定する。

(2) 入退部の手続きについて

- ① 入部は、所定の入部届けに必要事項を記入する。(保護者印の確認)
- ② 本人から学級担任に提出し、学級担任が確認を押してから本人に渡す。
- ③ 本人は部顧問へ提出し、部顧問が直接本人と最終確認を取った上で、入部届を受理する。
- ④ 退部届けは原則準備していない。やむを得ない事情で退部する際にも、必ず担任、部顧問に相談の上決めることとし、本人が部活動担当へ直接受け取りに来ること。その後の流れは、入部手続きと同じとする。

(3) 大会参加における他の部活からの部員補充について

この件については、必ず部顧問会を開催し、決定することとする。但し、補充できる人数は試合ができる最低人数+1名とする。

野球部 ・ ・ 9名+1名=10名

卓球部 ・ ・ 6名+1名=7名

剣道部 ・ ・ 5名+1名=6名

- ① 補充が必要な部活動顧問は、学校長及び部活動担当にその旨を報告し、顧問会開催を依頼する。
- ② 部顧問会で補充の承諾が得られたら、補充が必要な部活動顧問と該当の部活動顧問は、後援会や該当生徒とその保護者との連絡を取り、慎重に進めていくこと。

※ 補充については、該当生徒と保護者の意見を十分尊重すること。

(4) 合同チームの申請について

この件については、必ず体育主任と相談し、部顧問会を開催した上で決定することとする。但し、中体連大会では1ヶ月前までに申請書を作成することとする。